

# 大阪市立茨田南小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和6年度

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等 当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

## 2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめほどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「子どもの自主性を養い、社会性を高め、創造性を伸ばし、心身の健全な育成をはかる」ために「大阪市立茨田南小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の5点をあげる。

- ① いじめを生まない校風づくり、人づくり
- ② 早期発見、早期解決
- ③ 早期の適切な対応
- ④ ネット上のいじめへの対応
- ⑤ いじめ問題に取り組む体制の整備

## 3. いじめの未然防止についての取組

### <基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

### (1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

- ①学習規律の確立
  - ・「みる・きく・よむ・書く・発表する・座る・チャイムを守る」等、学習に必要な規律を正しく身につけさせ、安心して授業を受けられるようにする。
- ②配慮を要する児童への対応
  - ・個に応じた指導を行い、個が授業の中で活躍できるようにする。
- ③基礎・基本的な学習内容の定着
  - ・学習意欲を低下させないため、丁寧な指導等を心がけ、基礎・基本的な学力の定着を図り、自信を持たせるようにする。

#### ④相互公開授業等

- ・授業力を高め、「わかる授業」づくりを進め、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫するようにする。

### (2) 自己有用感を高めるために（児童会活動やキャリア教育の計画等から）

#### ①特別活動の充実

- ・コミュニケーション活動を重視した授業形態を取り入れる。

#### ②体験的教育の充実

- ・体験的教育を通して他者や自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合わせる。

#### ③ソーシャルスキルの習得

- ・社会の一員として必要な、言葉の使い方やあいさつの仕方などを身につけさせる。

#### ④自尊感情を高める

- ・「自分は認められている」「よいところがある」「たいせつにされている」などを実感させる。

### (3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

#### ①人権教育の充実

- ・生命尊厳の精神や人権感覚を育む取り組みを行う。

#### ②道徳教育の充実

- ・道徳の授業を核として、道徳的判断力を高める。

#### ③保護者や地域の方への働きかけ

- ・いじめ防止条例の周知
- ・インターネット等の使い方のルールやモラルについて啓発を行う。

## 4. いじめの早期発見についての取組

### <基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるということを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

#### ① 日々の観察

- ・休み時間や昼休み、放課後等の機会に、児童の様子に目を配る。
- ・変化の記録（5W1H）

#### ② 観察の視点

- ・児童が形成するグループやその人間関係
- ・孤立

#### ③ いじめ実態調査アンケートの実施

- ・最低、年に2回以上いじめに対するアンケートを実施  
(4年生以上は、1人1台端末を活用し、低学年においても状況を見て積極的に活用)

## 「いじめ」のサインを見逃さないために

### ■ 学校として迅速な対応

- イ) 児童の様子を注意深く観察する。
- ロ) 自然な声かけなどを行い、教師との人間関係を築く。
- ハ) 親身になって話を聞く。
- ニ) 他の先生からも情報を収集すると同時に、児童の様子を観察してもらう。
- ホ) 様子がおかしい場合は、初期の段階で、他の先生や管理職に報告する。
- ヘ) 速やかに家庭と連絡をとる。ト) カウンセラーと連携を図る。
- チ) 小さなトラブルを見逃さない姿勢を持つ。
- リ) 下校後の教室等の点検を忘れない。
- ヌ) 家庭との連絡を密にする。よいことも悪いことも伝え合う姿勢を持つ。

### ■ 学校でのチェックポイント

- ① 遅刻・欠席が増える。
- ② 教室に入りたがらない。
- ③ 急に学習意欲を失う。
- ④ 休み時間は、職員室や保健室の近くにいる。
- ⑤ 持ち物や掲示物にいたずら書きが増える。
- ⑥ からかわれることが多くなる。
- ⑦ 遊びの仲間に入れない。
- ⑧ 仕事を押し付けられる
- ⑨ 紛失物が多くなる。
- ⑩ 表情が暗くなる。
- ⑪ けがや傷が多くなる。

### ■ 家庭でのチェックポイント

- ① 学校の話をしなくなる。
- ② 友だちのことを話さなくなる。
- ③ 登校時に体調不良を訴える。
- ④ 感情の起伏が激しくなる。
- ⑤ きょうだいや物にあたりちらす。
- ⑥ 寝つきが悪く、寝不足が続く。
- ⑦ 急に食欲がなくなる。
- ⑧ 下校後の服の汚れや破れが目立つようになる。
- ⑨ 持ち物にいたずら書きをされている。
- ⑩ けがや傷を負って帰ってくる。
- ⑪ 電話を受けた後、落ち着かない。
- ⑫ 突然友だちに呼び出される。
- ⑬ 人に物を貸すことが多くなる。
- ⑭ 家からお金を持ち出す。

## 5. いじめの早期解決についての取組

### <基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① 正確な実態把握
  - ・当事者双方、傍観者からの聞き取り
- ② 指導体制、指導方針決定
  - ・指導方針の明確化
  - ・全職員への情報の共有化
  - ・対応職員の役割分担
- ③ 児童への指導・支援
  - ・「いじめは決して許されるものではない」という人権意識をもたせる。
  - ・被害者児童の保護
- ④ 保護者等との連携
  - ・保護者に協力を求め、学校との指導連携について協議する。
- ⑤ 継続した心のケア
  - ・スクールカウンセラー等を活用し、児童の継続した心のケアを図る。

## 6. ネット上のいじめへの対応

- ① 啓発・研修
  - ・ネット使用上のルールについて、講習会や授業を行う。
- ② 早期発見と早期対応
  - ・保護者に啓発し、連携を図る。
- ③ 関係機関との連携
  - ・場合によっては、警察等の専門機関と連携して対応する。

## 7. いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) 校内いじめ対策委員会

<構成> 校長（責任者）・教頭・生活指導部長・教務主任・人権教育主担・学年主任  
・養護教諭

※ 事案に応じて、担任等を加える。

<役割> ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。  
・いじめの疑いに関する情報や、児童生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。  
・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議等を開催し、迅速な情報の共有、関係児童生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者等との連携を行う。

## 【年間計画】

### 【調査等】

- ① 児童対象いじめアンケート調査 年3回（学期に1回 いじめについて考える日に実施）  
（4年生以上は、1人1台端末を活用し、低学年においても状況を見て積極的に活用）
- ② 児童観察を通した学級担任による児童生徒からの聞き取り調査 適時
- ③ 24時間電話いじめ相談の周知

### 【研修会】

- ・人権教育実践研修会（2月）
  - ・生活指導連絡会（5月・7月・10月・12月・2月（全体会））
  - ・特別支援研修会（6月・10月・2月）
  - ・外国人教育研修会（9月） など

※ 指導する立場が指導される立場にならないための振り返りポイント

- ① 子どもが指導に従うのは当然だと思っていないか。
- ② 子どもが反抗的な態度を取るのは、子どもが悪いからと思っていないか。
- ③ 子どもが指導に従わないのは、自分の指導力不足と関係が無いと思っていないか。
- ④ 自分の指導が一番よい指導であると思っていないか。
- ⑤ 自分の強いところを見せておくと他の子どもにも自分の権威が保たれると思っていないか。
- ⑥ 集団生活の管理の視点のみによって子どもを動かそうとしていないか。
- ⑦ 子どもの気持ちを考えずに自己中心的な指導をしていないか。
- ⑧ 自説に固執し、同僚などの意見を聞き入れずに指導していないか。
- ⑨ 子どもに要求したことを自ら守らないことはないか。
- ⑩ 子どもは教師の言動が常に一致しているかを常に見ている事を自覚しているか。
- ⑪ 子どもの性格や個性を考えて指導しているか。
- ⑫ 指導の場面でカッとしてしまう自分の感情を、冷静にコントロールしているか。
- ⑬ 指導したことを子どもはすぐに実行すべきだと考えていないか。
- ⑭ 言葉による指導よりも力で従わせるほうが効果的だと考えていないか。
- ⑮ 指導力不足を威圧や腕力で補おうとしていないか。

### (2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① ホームページや学校だよりなどによる情報発信・啓発について  
「学校基本方針」の説明
- ② 学校協議会への提案・協力体制についてアンケートの情報公開
- ③ 委員会への地域諸団体や関連機関の参加要請について

### (3) 取組内容の検証

- ① PDCAサイクルを活用し、「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われた否かを検証する。
  - ・改善が必要な内容の原因を分析し、次年度の見直しを行う。

## 8. 重大事案への対処

- ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」  
イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

- ① 学校の下に、重大事態の調査組織を設置
  - ・専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別に利害関係を有しない第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するようにする。
- ② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
  - ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。客観的な事実関係を速やかに調査する。
  - ・調査主体に不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合う。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供
  - ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- ④ 調査結果を学校の設置者に報告
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置

### ※ いじめ発見の際の流れ

